

制定	平成25年7月3日	原規放発第1307031号	原子力規制委員会決定
改正	平成28年3月16日	原規放発第1603162号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年6月29日	原規放発第17062929号	原子力規制委員会決定
改正	平成30年4月2日	原規放発第18040222号	原子力規制委員会決定
改正	令和元年7月24日	原規放発第19072415号	原子力規制委員会決定
改正	令和5年3月29日	原規放発第2303299号	原子力規制委員会決定

原子力規制委員会の放射線障害防止法に基づく計画的な立入検査について次のように定める。

平成25年7月3日

原子力規制委員会

### 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領

本要領は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）に基づき、立入検査を実施し、法令遵守を確認するとともに、放射性同位元素等の取扱いを規制することにより、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護を図ることを目的とする。

#### 1. 立入検査の対象

- (1) 法第43条の2第1項に規定する許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出貨貸業者、許可廃棄業者若しくは法第28条第7項に係る者（法第28条第7項の規定により、許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者とみなされた者をいう。）又はこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）。
- (2) 法第43条の3第1項に規定する登録認証機関、登録検査機関、登録定期

確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関（以下「登録認証機関等」という。）。

## 2. 立入検査の根拠及び手法

### (1) 許可届出使用者等

法第43条の2第1項の規定に基づく原子力規制委員会による立入検査は、放射線検査官（法第43条に規定する放射線検査官をいう。）が許可届出使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、別表1を参考として、法の施行に必要な項目の中から帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者へ質問をし、又は検査のため必要な最小限度の放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去することにより行う。

また、上記の立入検査の実施に際しては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第2303299号（令和5年3月29日原子力規制委員会決定））を参照する。

### (2) 登録認証機関等

法第43条の3第1項の規定に基づく原子力規制委員会による立入検査は、原子力規制委員会の職員が登録認証機関等の事務所に立ち入り、別表2を参考として、法の施行に必要な項目の中から帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は関係者へ質問をすることにより行う。

また、上記の立入検査の実施に際しては、登録認証機関等に対する立入検査ガイド（原規放発第17121321号（平成29年12月13日原子力規制委員会決定））を参照する。

## 3. 年間計画の作成

安全規制管理官（放射線規制担当）は、原則として毎年度当初に、立入検査の年間計画を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

年間計画には、以下の事項を含むものとする。

- ・ 年間の立入検査方針
- ・ 年間の立入検査実施予定件数及び対象となる許可届出使用者等の事務所、工場若しくは事業所（以下「事業所等」という。）又は登録認証機関等の事務所
- ・ 重点確認事項

#### 4. 実施時期

年間計画において定めた時期その他必要な時期に実施する。ただし、登録認証機関等については、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね2年以内に実施することとする。

#### 5. 立入検査実施内容の通知

立入検査の実施に際しては、安全規制管理官（放射線規制担当）は、事業所等の管理者又は登録認証機関等の事務所の代表者に対し、あらかじめ立入検査実施内容を通知する。

#### 6. 立入検査の実施

立入検査の実施に際しては、事前に通知した立入検査実施内容に基づき必要事項を確認する。

#### 7. 立入検査結果を踏まえた対応

##### （1）許可届出使用者等に対する立入検査

立入検査において、法第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第28条の3各号に定める事由に該当する疑いのある事象を発見した場合又はその報告を受けた場合は、事業所等の管理者を含む関係者に対して事実関係を確認する。当該事象の重要度を考慮した上で、同条各号のいずれかの事由に該当するものと安全管理調査官が判断した場合には、安全規制管理官（放射線規制担当）は、原子力規制委員会に報告するとともに、当該事業所等の管理者に対して、法第31条の2の規定に基づく報告義務を履行するよう求める。また、その改善状況について、次回の立入検査の終了時まで確認する。

規則第28条の3各号に定める事由に該当しないが、改善が求められる事項があると安全管理調査官が判断した場合には、放射線検査官は、当該事業所等の管理者に対して、当該事項について改善をするよう通知する。また、その改善状況について、次回の立入検査の終了時まで確認する。

##### （2）登録認証機関等に対する立入検査

立入検査において、法第41条の10（適合命令）、法第41条の11（改善命令）若しくは法第41条の5第3項（設計認証業務規程の変更命令）に定める事由（法第41条の16、法第41条の18、法第41条の22、法第41条の

24、法第41条の26、法第41条の30、法第41条の34、法第41条の40及び法第41条の46において準用する場合を含む。)に該当する疑いのある事象を発見した場合又はその報告を受けた場合は、事務所の代表者を含む関係者に対して事実関係を確認する。当該事象の重要度を考慮した上で、上記の規定に定める事由に該当するものと安全規制管理官(放射線規制担当)が判断した場合には、原子力規制委員会に報告し、必要な措置を講ずるよう通知する。また、改善状況について、次回の立入検査の終了時まで確認する。

上記の規定に定める事由に該当しないが、改善が求められる事項があると安全規制管理官(放射線規制担当)が判断した場合には、原子力規制委員会の職員は、事務所の代表者に対して、当該事項について改善をするよう通知する。また、その改善状況について、次回の立入検査の終了時まで確認する。

### (3) 廃止措置の完了の確認

立入検査において、法第28条第7項に定められているところの廃止措置が完了したことを確認したときは、安全規制管理官(放射線規制担当)は、事業所等の管理者に対し、その旨を通知する。

## 8. 立入検査結果の公表

### (1) 許可届出使用者等

安全規制管理官(放射線規制担当)は、四半期ごとに立入検査の結果をとりまとめ、別添様式1及び様式2によりホームページ等において公表する。

### (2) 登録認証機関等

安全規制管理官(放射線規制担当)は、年度ごとに立入検査の結果をとりまとめ、原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等において公表する。

### 附 則

本規程は、平成25年7月3日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成28年3月16日から施行する。

### 附 則

本規程は、平成29年7月1日から施行する。

### 附 則

本規程は、施行の日から施行する。

附 則

本規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和5年3月29日から施行する。

別表1 立入検査項目の例（許可届出使用者等）

立入検査項目		関係条項
手続		法第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第4条の2、第10条、第11条、第12条の8、第12条の9、第12条の10、第18条、第21条、第25条の4、第25条の6、第25条の7、第26条の2、第27条、第28条、第34条、第36条の2※、第37条※、第38条の2、第42条第1項
施設		法第13条
取扱い		法第3条ただし書、法第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第25条の5、第29条、第30条
測定		法第20条
放射線業務従事者・防護従事者の管理		法第22条、第23条、第25条の8
記帳		法第25条、第25条の9
防護のために講ずべき措置等		法第25条の3
その他	放射線障害を受けた者等に対する措置	法第24条
	許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置	法第28条
	危険時の措置	法第33条
	業務の改善その他必要な措置	法第38条の4

※第38条の3において準用する場合を含む。

別表2 立入検査項目の例（登録認証機関等）

立入検査項目		関係条項※
手続		法第39条、第41条の2、第41条の4、第41条の8、第41条の15、第41条の17、第41条の21、第41条の23、第41条の25、第41条の27、第41条の31、第41条の35、第41条の41
登録の要件等		法第40条、第41条、第41条の21の2、第41条の28、第41条の32、第41条の36、第41条の42
設計認証等のための審査の義務等		法第41条の3、第41条の29、第41条の33、第41条の37、第41条の43

設計認証業務規程等	法第41条の5、第41条の38、第41条の44
財務諸表等	法第41条の7
秘密保持義務等	法第41条の9
帳簿	法第41条の13

※第41条の16、第41条の18、第41条の22、第41条の24、第41条の26、第41条の30、第41条の34、第41条の40及び第41条の46のうち、該当する条文において準用する場合を含む。

(様式1)

年度立入検査結果(放射線障害の防止に係るもの)

(比率:%)

項目		検査実施件数		不備項目							
			うち不備件数	手続	施設	取扱い	測定	健康診断	教育訓練	記帳	その他
(1)医療機関	件数	/									
	比率										
(2)研究機関	件数	/									
	比率										
(3)教育機関	件数	/									
	比率										
(4)民間機関	件数	/									
	比率										
(5)その他の機関	件数	/									
	比率										
販売業者・賃貸業者	件数	/									
	比率										
廃棄業者	件数	/									
	比率										
総数		/									
	比率										

(1)医療機関:医療法に基づく全ての病院及び診療所(国立、公立又は私立の機関の附属の病院及び診療所)

(2)研究機関:国立、公立又は私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設

(3)教育機関:学校教育法に基づく国立、公立又は私立の全ての学校( (2)の研究機関を除く。)

(4)民間機関:民間の工場及び作業所

(5)その他機関:(1)から(4)までの分類に属さない機関(国及び地方公共団体並びに販売業者、賃貸業者及び廃棄業者等)



(様式2)

年度立入検査結果(防護措置に係るもの)

(比率:%)

項目		検査実施件数		不備項目					
			うち不備件数	手続	事業所外運搬	教育訓練	記帳	防護措置	その他
(1)医療機関	件数								
	比率								
(2)研究機関	件数								
	比率								
(3)教育機関	件数								
	比率								
(4)民間機関	件数								
	比率								
(5)その他の機関	件数								
	比率								
販売業・賃貸業	件数								
	比率								
廃棄業	件数								
	比率								
総数									
	比率								

(1)医療機関:医療法に基づく全ての病院及び診療所(国立、公立又は私立の機関の附属の病院及び診療所)

(2)研究機関:国立、公立又は私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設

(3)教育機関:学校教育法に基づく国立、公立又は私立の全ての学校((2)の研究機関を除く。)

(4)民間機関:民間の工場及び作業所

(5)その他機関:(1)から(4)までの分類に属さない機関(国及び地方公共団体並びに販売業者、賃貸業者及び廃棄業者等)